

ハ イに掲げる企業の集約に係る専属会社となること。

二 当該会社(当該会社が合併し、合併によつて会社が設立される場合にあつては、その設立される会社)が、前号に掲げる企業の集約の完了を予定する日から起算して五年を経過した日の属する決算期までに、政令で定める方法により計算した減価償却の不足を解消すること。

(整備計画の承認等)

第五条 運輸大臣は、前条の規定により提出された整備計画が海運業の再建整備を図るため適切なものであつて、その実施が確実であり、かつ、その実施について、第ニ条第一項の船舶の建造に要した資金を融通している日本開発銀行以外の金融機関が、当該融資契約

3 運輸大臣は第一項の規定による承認については、海運企業整備計画審議会に諮問し、その意見を尊重してしなければならない。

(整備計画の変更)

第六条 前条第一項の規定による承認を受けた会社(当該会社が合併し、会社によつて会社が設立された場合にあつては、その設立された会社)は、整備計画を変更しよとうとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る整備計画の変更については、この限りでない。

(猶予利子の使途)

第七条 支払猶予を受けた会社は、

2 支払猶予を受けている会社は、
その決算において計上した利益の
額が当該会社の資本金額に政令で
定める率を乗じて得た金額をこえ
るときは、その利益の額からそ
乗じて得た金額を控除した額の二
分の一に相当する金額の猶予利子
を日本開発銀行に支払わなければ
ならない。

第九条 支払猶予を受けた会社は、
その決算(当該会社に係る確認日
から起算して五年を経過した日)
属する決算期の直後の決算期から
当該会社に係る確認日から起算し

付金の特例
第十一条 支払猶予を受けた会社が第八条及び第九条の規定により種子予利子を支払うこととなつた場合において、同時に当該決算期について外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第二号）第十二条又は第十三条の規定による納付金を国庫に納付すべきこととなるときについては、これらの規定にかかわらず、その支払う猶予利子の額がこれらの規定により算出した納付金の額に満たない場合に限り、これらの規定による納付の義務を負うものとし、その納付金の額は、これらの差額に相当する金額とする。

（日本開発銀行の国庫納付金）

第十二条 日本開発銀行は、支払猶

3 日本開発銀行は、第一項の規定による通知を受けたときは、当該会社に対してした支払猶予を取り消すことができる。

4 第五条第三項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

(勧告)

第十四条 運輸大臣は、支払猶予を受けた会社に対し、当該会社の猶予利子の支払が終わるまでの期間に限り、次の各号に掲げる勧告をすることができる。

一 不当な経理の是正その他経理の改善に関する勧告

二 不正当な競争の排除についての必要な勧告

て、合併会社が、発行済株式の総数に対し運輸省令で定める率を乗じて得た数をこえる株式を保有することにより、その事業活動を支配するものという。以下同じ。又は専属会社（合併会社又はその系列会社に対し、所有する外航船舶の全部について、運輸省で定める期間をこえて賃渡し（期間賃船を含む。）又は運航の委託をする会社であつて、これらの会社と運輸省令で定める密接な関係を有するものをいう。以下同じ。）の所有する外航船舶の量の合計量が百萬重量トンをこえること。

ロ イに掲げる企業の集約に係る系列会社となること。

イに掲げる企業の集約に係

による利子であつて同条第二項の期間内に支払期日の到来するものについて、当該支払期日ごとに当該利子の二分の一以上に相当する金額の支払を猶予することが確実であると認めるときは、当該整備計画を承認し、これを提出した会社を日本開発銀行に推薦しなければならない。

(猶予利子の支払)
第八条 支払猶予を受けている会社は、その決算(当該会社に係る確認日から起算して五年を経過した日の属する決算期以前の各決算期に係るものに限る。以下次項において同じ。)において計上した利益(第十四条第一項第一号の規定に

期までの各決算期に係るものに限る。)において計上した利益の額が、当該会社の資本金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を控除した額の三分の一に相当する金額の猶予利子を日本開発銀行に支払わなければならぬ。

第十条 支払猶予を受けた会社は、当該会社に係る確認日から起算して十年を経過した日の属する決算期の末日までに支払わなかつた猶予利子があるときは、政令で定めるところにより、当該会社に係る確認日から起算して二十年を経過した日までに、これを日本開発銀行に支払わなければならぬ。(支払猶予を受けた会社の国庫納

予を受けた会社から猶予料の支払を受けることとなつたときは、当該支払を受けることとなつた猶予利子の額に相当する金額の納付金を国庫に納付しなければならぬ。

2 前項の納付金の納付の時期その他その納付に関し必要な事項は、政令で定める。

(整備計画の実施の確保)

第十三条 運輸大臣は、支払猶予を受けている会社が整備計画を実施していないと認めるときは、日本開発銀行に対してその旨を通知するものとする。ただし、やむを得ない事由に基づくと認める場合は、この限りでない。

を五年間支払いを猶予することが確実であって、運輸大臣の推薦があつた場合に限り、適用するものといたしておられます。

第三に、この措置の適用を受けようとする海運企業者は、運輸大臣に対し整備計画を提出するものとし、運輸大臣は、これを海運企業整備計画審議会に諮って審査し、その整備計画を承認した後、日本開発銀行に対し推進

薦することいたしております。
第四に、整備計画の実行について
は、毎年度実施についての報告を求める
等の方法によってその実行を監査
し、実施状況が妥当でないと認められ
るときは、当該企業に対する利子の支
払い猶予を取り消すこといたしてお
ります。

第五に、猶予された利子について、は、利子猶予が開始されて十年間は、企業が一定の利益をあげた場合に限つて支払いを行なわせるものとし、十年経過後においてなお支払いを終わらならない場合は、その後十年間に支払わせるに至ります。

こととしたのであります。
第六に、整備計画に従つて合併し、
資本を増加し、あるいは船舶等を譲り
受ける場合には、会社の設立、資本増
加、あるいは船舶等の権利の取得につ
いて受ける登記について、登録税を軽
減することといたしております。

最後に、政府は、日本開発銀行が預けた利子に相当する金額の交付金を同行に交付するものとし、この場合において、日本開発銀行が支払い猶予を受けた会社から猶予利子の支払いを受けたときは、その相当額を日本開発銀行から国庫に納付させることとしております。

以上が、本法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

次に、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

して、今後とも外航船舶の増強をはかることが必要であります。海運企業の現状から、船舶の建造資金の大半は、日本開発銀行及び市中金融機関からの融資によらざるを得ないのであります。しかるにこれらの借入金の利率は、国際的に見て割高でありまして、わが国海運が国際競争力に劣る大きな原因となつてゐるのであります。

要因となつてゐるのも、この際
このような事情にかんがみ、この際
政府といたしましては、海運造船合理化審議会その他各界の意見を参考し
て、新船建造のための借入金に対する
海運企業の利子負担を、日本開発銀行
からの融資については年四分、市中金

融機関からの融資については年六分となるよう利子補給率を引き上げるとともに、利子補給期間を日本開発銀行についても七年に延長することにし、これに必要な関係法律の改正を行なうため、こと

の法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず、日本開発銀行に対する利子補給について御説明申し上げますと、第一に、現在は、利子補給率は年一分五厘で、船主負担金利は年五分でありま

すが、これを船主負担金利が年四分と

なるようにするため、利子補給率を二分五厘とすることができるようになります。

年であります。これが十年とすることができるよういたしております。

第三回に、現行法では利子補給契約を締結することができる期間は、昭和三十九年三月三十一日までとなつておらず、融資残高に改めることとしたとしておりましたので、これに文冠して和洋折衷の意を表す言葉を用いて、給金を支給することができる限度額を定める場合の計算上の融資残高を、新しい融資期間に応じて償還する場合の融資残高に改めることとしたとしております。

ますので、これを四年間延長して昭和四十三年三月三十一日までといたしております。

七年とすることができるようにならしておられます。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○木村委員長　兩案に付する質疑は後日に譲ることにいたします。

○肥田委員 許します。肥田次郎君。

れて、そうして一部の修正を行なつて、附帯決議をつけたなどというような姿で、そのまままた次回に持ち越すというような形をとつた経過を持つております。ところが、今度出てきたものは、そういうものを一切抜きにして、そこからはじめるにこゝの各點につ

会では継続審議になったわけでござい
ます。そうして、昨年の春の通常国会で
に継続審議のまま提案されまして、参
議院は、政府原案のまま通過いたしま
したが、衆議院の段階におきまして継
続審議になつたわけであります。そうち

して、さらに昨年六月の臨時国会におきまして、衆議院で御審議いただいたわけでござりますけれども、審議未了ということになつたわけでございました。

たいことは、まあいうところの何回か
審議未了の形で送られてきたものが、
最後には附帯決議あるいはその他のもの
のがついたものが、それがそのまま黙認
殺されてまた出てくるというその経過を
について理解ができない。委員会の審議
議というものは、その前の経過といふ

ものをそれぞれしんしゃくをされて出
さるべきものだ、これが私はあたりま
えだと思っておるが、そういうことを
やらないで、いつまでたつても同じも

○大石(武)政府委員 肥田さんにお答
えいたします。この法案は、結局は海
岸業界の合理化のためにわれわれが提
案してありますことは仰了解のことと
思ふところでござります。

は今までたびたび審議未了になってきていたのですが、そのつどいろいろな経過もございますが、やはり一つは時間的な審議の余裕がなかつたといふことが大きな原因ではなかろうかとわれわれは理解する次第でございます。そういうわけで、もちろん国会の

御審議の結果によりましてどのようなる形になるかわかりませんが、国会の御審議におまかせするわけでございますから、われわれとしましては今の原案の形が事務的には一番いいと存じましたので、これをあえて提案したわけで

ござります。あとは皆様の御審議におまかせするわけでございますので、しきかるべく十分な御審議を賜わりたいと思う次第でございます。

○肥田委員 出された趣旨はわかりますけれども、本質的に合理化を目的とする合理化の手段の中で相交するもの

があるのです。だから、それを今日までわれわれの立場として、その矛盾を解消するために絶えず追及をしておったわけなんです。ところが、その矛盾については解消の道が譲ぜられないままに、あくまで最初出したままをおつけてこられるという、それが出す方

としてはあたりまあだと言われるかも知れませんが、受ける方としては何回同じことを審議させるのかということになりはしませんかということを聞いておる。

がな、と思ひます

過からわれわれ
することは、も
のまま通される
たといそこに猶
にござる。

過ぎて、一応事務的に筋の通ることもある
あんまり曲げていくのでは越権では
いだろうかと思ひますので、一応わざと
われが事務的に納得できる案をここに
提出いたしまして、皆様の御審議に
よつてとり即方計画通りに進むは至
上望む

はもうちよつとかけ足ぐらいの速度なのです。ところが十六キロの速度で走っているような車は一台もない。みんな二十キロ、三十キロで走っておるのだから、あんなものは早く取つてしまひやうござ。そひばかり、うきに

けでござります。これは戦争中の特徴的な事情によつて今日までそういう体制が継続されてきたわけでござりますけれども、戦時の行政というものがなくなりました以上、これは早急に改正すべきものであるこつらは考へて

卷之四

題となる事項と申しますのは、結局船舶通信士の失業問題であるかと思うのですが、これは直接的には法律自体の内容の問題ではございませんけれども、われわれといたしましては、労働問題として取り扱っておる所であります。

そういう措置があつたとしても、實際には經營者はそれを具体的に一日も早く進めようとするだろう。そうすると、当然船員側の方ではこれに対する抵抗闘争といふものが生まれてくるだ

を進めて参る。そうしてあとは、下
ましたことは必ず守るように十分監
いたしまして、国会の御方針通りわ
われは行政を続けて参りたい、こ
思つておりますので、その点御了承
願ひます。又事務局長の御指

畢竟はいいのです。それがまああいのまゝうに今だに存置されて、依然として十六キロの制限札が立つておる。法律がこういう姿では、私は法の權威はないと思うのです。

それともう一方では、もしそういう

るわけでござります。従いまして、法律が一名になりまして、現在の海上労働の関係から、それ以上の人員を乗船させるというような事態が起きましても、それはもちろん労使の間において

議をされまして、失業が絶対に起きないようにやつていただきたいといふように考えておるわけでございますが、法律案の内容といたしましては、現在三名の通信士を一名にするという内容でございますので、これは国際水準というふことを考えておりまして、今までの国際条約等から見ましても、この原則といふものは、法律を改正する以上これをゆがめることは法律改正の趣旨にもとるわけでござりますので、できないわけでござりますけれども、事後の措置といたしまして、絶対に失業の不安を起こさせないということについ

ろう、こういうことが考えられるわけです。事実海員組合あたりの意向を聞いてみても、通すなら通してみなさい、もしこの法律を無理に通すというのなら、われわれは決してそのままに済ますわけにはいかない。ガンジーではありますんが、いうところの不服従運動を起こして、われわれはこの法律を事実上あつてもなきがごときものにしてみせるのだ、こういうことさえ言われておるのです。船員局長は今何だか、話し合ひがついてこの法律がスムーズに運営されるようになっておられるようだけれども、これは少し甘いと思うのですよ。どうですか、その点

○肥田委員 今次官の言われていることと私の言っていることは、少し次元が違うと思うのです。次官の言つておられるることは、私は決して否定いたしません。その通りであります。けれども、私が言つてているのは、実はそこまでの話ををしておるのです。法をつくらるということはこれは必要だけれども、つくった法が無視されるようなことがあつては、これは意味がないじやないか。つくった法のために混乱が起きるようなことでは、その規制といふものは意味がないじやないか。だからこれまでの万全の措置というものを自己尊重でござります。

法律を通されるなら、われわれにも考
えがあるのだと待ちかまえておるので
す。その状態を十分に理解させない
で、ただこの船舶職員法を改正する法
律をつくるというのは、これは前段の
手段がまだ足りないのでないかと、
船員局長に対してもその点についての考
え方を聞いているわけなんです。

協議されるべき問題であつて、法律の問題ではない。われわれはそういう制度をこの際ぜひ改めてもらいたいというふうに考えておるわけでございます。
なお、最近におきましては、自動受信機といふようなものもできて参りました。しかし、また気象通報等に関しましても、自動的に気象、天気図を受信できるというような設備も整つておるわけですが、従いまして通信士の業務内容といふものは、従来に比べまして非常に減少してきておるわけでありますので、今後の問題といたしましては、そういう設備の近代化といふものと人間の配置といふ問題について、

いろいろ御議論があつたのではない
かとわれわれとしては考えておるわけ
でございます。そういう面につきまし
ては、法律の内容の問題ではなしに、
実際上の措置をいたしまして、船主団
をも含め各機関に打合せを行つて、そ

○大石(武)政府委員 お答えいたしま
す。ただいま肥田先生の御意見は私
もつともだと思います。思いますが、
ただここで考えてみなきやならぬこと

信があるかどうかということを聞いておるわけなんです。ですから、つくらぬで、つくったあとどうなるかということで、今私は船員局長について自信が

法律でござりますので、そういう事態になりましても、法律違反の問題は起きないわけでござります。われわれといたしまして、一名にしたいと申しますのは、外国船は一名の船舶通信士を

て、この法律が改正されるならば、当然労使間において慎重な協議が行なわれることになるだらうといふようにわれわれは考へておるわけでございます。

ういう失業の不安を起こさせないよう、双方において努力するということを、そういう約束ができるような状況にするようわれわれとしては努力して参ったわけでございます。

○肥田委員 この提出された法案のやうな方について議論をしておつても仕方

す。それで、法律はすべて立法府の御意見によりまして、その御方針通りきまるわけでございますが、そのできたものをわれわれは忠実に実行しなければなりません。いろいろお話しの点は十分わかります。わかりますが、立法府のやることをわれわれがあまり考え

けなんです。御承知のように、私はつ
くられたものは守られなきやいかぬと
思う。私は前回も、あるいは何かの話
のついでに申しましたが、この議事堂
の中に御承知のように制限時速十六キ
ロという立て看板が立っています。これ
ころが十六キロの速度といえば、これ

もがて業務を行なつてゐるわけですが、いまして、同じ海域において、同じような状態において就航しているわが国の船舶が三名の定員を持たなければいけない、むしろ二名乗せておきましても、なおかつ刑罰に処せられるということが法律としては非常に不備であるというようくわれわれは考へておるわ

（船田委員）きつらは実は法案の中身に入るつもりはないのです。中身に入るために、もう少しいろいろと経過を聞いておきたいと思うのです。ただ、船員局長、今法案の重点というものについて変なことを私は聞いたのです。が、要するにこの法律をつくる精神といふものは、これは合理化が第一目的

するという段階ではないというふうに考へておらで事。ございませ。

六〇

○肥田委員　そうすると、この種の船舶の取り締まりは、むしろ海上保安庁等におきまして現場の安全取り締まりをやつた方が適当ではなかろうか、一定の設備とか一定の構造というふうなことで規制をやる必要は現在の段階においてはないと考えておる次第であります。レジャーボート、たとえば海水浴場におきますとするとかあるいは芦ノ湖のような潮水で船遊びするといったような個所でモーターボートが使われます場合には、実際そのボートを、自家用の場合も含めまして、あるいはお客様を貸します場合も含めまして、は相当保てるんじやなかろうか、事故は防げるんじやなかろうかというふうに考えております。要するに、構造とかあるいは設備とか船舶安全法上の規制は、現在では必要ないと私は考えております。

それからもう一では、河川を走り回っている船外機艇、こういうものについては海水浴場だとか、あるいはまた湖水だとが、こういうものとは違った条件があります。河川を走っているのは、どこの監督所管になりますか。
○藤野政府委員 河川を走つておりますものは、地方庁の所管でございます。

○肥田委員 さつき言われたのは、実は私もよくわからなかつたのですが、そういう船外機艇について取り締まりの必要なしと今考えておられるのですか。

○藤野政府委員 私の申し上げたのは、船舶安全法の船舶安全の見地から、物的な取り締まりは現在考えていない、必要はない、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○肥田委員 必要なしと考へておられるなら、さうの手続きで開きをここに

ゆる百貨店で売り出している。それから価格も大体もう自家用車族が車をほしがると同じ程度に買いやとい値段になつてきておる。そなつてくると、これは一部で心配されておるよう、もうすぐいわゆる海上あるいは水上にはんらんするおそれもある、こういうことを考えておいます。ですから、これをいわゆる運行の危険の面から野放しにしておいていいということには

近時いわゆる危険スピードのあるものについては必ず暴走がつきもののようなときに、これを野放しにしておくという手はないのじやないか、こういう声が起つておるのであります。

そこで私は、時間がかかりますから、詳しくごたごと申しませんけれども、今の交通規制の中では、これは何とかして規制をしてもらわなければ、ダンプカーとか雷族が今まで犯したと同じような問題が将来起つてくるだろう、こういうことを考えて、こ

_____ ➔ _____

しろ公衆全体の大きな被害を考えましても、やはり勝手に走り回れないようになりますが、水面を規制するとか、何かの措置を講じたいと思います。これは十分研究をさせて、できる得る限り対策を立てたいと考えております。

中華書局影印
新編全蜀王集

であるとか、何かそういうものを規制する必要があるのではないかと私も考えております。これは、たとえばいつかも東京都でありましたように、不注意な小型自動車の暴走運転を避けるために、東京都のバスが衝突して事故を起こしたことがございます。ああいうことは必ず海でも起こり得ると思うのです。これはモーターボートを運転する者のことをというよりは、むしろ公衆全体の大きな被害を考えまして、やはり勝手に走り回れないように水面を規制するとか、何かの措置を講じたいと思います。これは十分研究をさせて、できる得る限り対策を立てたいと考えております。

○肥田委員 夏に向かうことでもありますので、特に私らの地域は海岸線と河川が非常に多いところでありますから、やかましいほどそういう陳情を受けますので、ぜひそういう取り締まり規制が実現するようお願いしたいと思ひます。

質問を終わりります。

○木村委員長 細田吉藏君。

○細田委員 先般の当委員会において同僚肥田委員と私から今回の雪害についていろいろ御質問を申し上げ、また問題を政府側にお預けいたしておったものをござりますので、これらの点につきまして、若干の質問をいたしたいと思う次第でござります。

まず地方鉄道の問題についてでございますが、今回の豪雪地帯の、十以上あるかと思いますが、地方鉄道は、申すまでもなく、前回も明らかにされおり、非常に大きな被害を受けておるわけでございます。大体三つ被害があると思うのであります。一つは除雪

が、ことは特別大きな金が除雪にかかるたといふ被害が一つ、それから豪雪によりましてあるいは車庫がこわれたとか橋梁がいたんだとか、そういうふたよな損壊による損害、これが第二番目だと思うのでございます。第三番目といたしましては、不通になりました関係などから収入が激減しております。大体この三つの損害があると思うでござります。そこで雪害といつたよな際に、これは他の部門についてもそういうことが言えますが、今まで災害としての扱いが必ずしも確立しておらないために、これを今度の事態に対応して根本的に考えていかなければならぬのではなかろうかというふうに思うわけですが、いまして、前回もその議論がなされたわけでございます。

そこで今申し上げた三つの点でございますが、まず除雪という問題について一つお尋ねをいたしたいと思います。

除雪は、道路につきましては雪害道

う点についてまず伺いたいと思います。政務次官でも鉄道監督局長でも、どちらでもけつこうでござりますから……

私も政府の命令を受けまして北陸四県の雪害の状態を視察して参りました。いろいろと感じて参った次第でござります。ただいま細田委員の仰せられたように、除雪に対してはいろいろなことが必要でございますが、特に私鉄に対してもやはり慎重な考慮を払つて、いろいろなことを考えてやる必要があるのではないかということを痛感をして参りました。除雪にあたりましての一一番大きい問題は、費用の問題でございます。今回は異常な豪雪でありますから、自衛隊もある程度除雪に努力して参りましたが、これは大部分は結局私鉄の責任において除雪しなければなりません。そういうわけで、ことに国鉄ほどの大きな組織もございませんし、負担に耐え得ないような非常に大きな負担をすることになると思うのでござります。

これにつきまして、今まで大した法律はございません。ただわずかに地方鐵道軌道整備法という法律がございまして、これによつて私鉄が災害を受けた場合には二割の災害復旧の補助を出すことができるという法律があるだけでございます。しかも、この法律もこれまで積雪の被害につきましては実際には補助を出した例はないようでございます。もう一つは、この二割の補助を受けます場合には、その会社は配当を受けます。今まで積雪の被害につきましては、その会社は配当制限を受けるわけでございます。こう

の営利会社でございますので、その点も非常にむずかしい問題がござります。しかし、このような会社を回っては、その企業の社運を賭けるような大きな費用がかからつておるのでござります。それでこれを何とかして援助する必要があると考える次第でござりますが、その第一番に、とりあえず地方鉄道軌道整備法によりまして、二割の補助を確保いたしたいと考えております。このことにつきましては、今大蔵省と事務当局が一生懸命努力いたしておりますが、何とかしてこの二割の補助を得たいものと努力して、これを獲得する決意であります。ただ問題は、先ほど申し上げましたように会社の配当制限が問題になつて参ります。これは五年間五分以内ということになつておりますが、これは今度のような状況では少し過酷ではなかろうかと思います。こういうものにつきましても、でき得るなら皆様の御賛同を得まして法律の一部を改正して、もう少し会社が成り立つていけるようなるやかな条件に変えたいものと考えておる次第でござります。

しても特別交付税その他でかなりめんどうを見るという格好でございます。そこで私鉄というのは営業しておるのだという建前が一つあるわけでござりますが、しかし非常に公共性が強い。雪はほっておけば消える。しかし早く開かなければ、産業活動なり民生なりに非常に影響がある。こういう非常に特殊のものでございますので、つり合ひがいかがかと思うのでございまして、何らかの形で救済しなければならぬし、することが筋が通るというふうに私ども思うのでございますが、さらにもう一回一つお尋ねいたしておきたいと思います。

○大石(武)政府委員 ただいまの地方鐵道軌道整備法による二割の補助といふのは政令できましたものでござります。従いてこれはもう少し交渉いたしまして、おつしやる通り三割なり四割なり、あるいは三分の二なりまでの線に持ち上げたい。これは別に法律の改正をしなくともできるようでござりますから……。それから配当制限の問題も政令できまっておりますが、政令を改正することによって御意見のような方向に持つていきたいと願つております。

○細田委員 これは御要望申し上げておきます。地方鐵道軌道整備法でやるというふうなお考え方のようでございますが、これもどういうふうに直すか、具体的に伺つてみませんと、私も何とも言えませんけれども、要すれば特別立法というような点も——他の面で豪雪に対しては特別立法がかなり出てくるのじやないか。災害対策の方でもいろいろ検討いたしておるわけでござい

う場合には、できれば特別法も考えていただきたい。問題は、どういうふうな助成措置を講ずるかということをまず先に考えていなくて、これにあとから法律がついていくという形で一つぜひお願いをいたしたいと思います。それからさらにあとの二つの損害でございますが、車庫がこわれたとか、あるいは車両がいたんだとか、いろいろといったような形に現われた損害については、どういうふうな措置をお考えになるのかということが一点、それからついでに時間の関係上あわせて申し上げますが、かなり大きな收入減少で、これはおそらく融資の問題になると思うのでございますが、非常に金が窮屈になつて困つておるというのが、豪雪地帯の各私鉄の共通の現象なのでござります。そういう面についてどのように措置をしておられるのか。また今後どうしようとしておられるのか。これは監督局長だけです。

なものがあつた上に除雪の経費をうんとかけておりますので、資金的には非常に窮屈になつておることは申し上げるまでございません。とりあえすつなぎ資金いたしましては、私の方の調べでは大体銀行と話し合ひがつきまして手当ができるようではございませんが、問題はその後の借りかえと申しますか、あるいはこれを長期低利の資金に借りかえていくという問題があるだらうと思いますけれども、実はこの点につきましては現在のところでは特別の方法がないのでございます。先日來委員会でしばしばこの問題が取り上げられておりまして、私どもの大臣といたしましては、長期低利の資金を何とか融資するような特別の措置を講じたいということをしばしば申しておりますが、今のところこういう結果になつたということを御報告申し上げるまでに至つております。ただ施設の復旧につきましては、日本開発銀行が、低利ではございませんけれども、長期の資金を出す道があるのでございまして、この方面とせつかく自下折衝中でござります。大体以上でございました。

○細田委員 鉄道の関係はこれで終りますが、私鉄といいましても、大私

鉄とそれから特に今度雪の降つたよう

なところの中小私鉄とは、同じ私鉄と

いつても性質が違うくらい経済状態、

財政状態が全然違うわけでありまし

て、そういう点から十分の御配慮——まだ話が途中になつているものもたくさんあるようですが、善処をしていただくようにお願いをし

たいと思います。

次に、自動車の関係について同じよ

うな点を伺ひたいでございます。そこで、今お話しの道路の除雪の問題でございますが、約三億くらいの出費になつております。従来とも、普通な場合でも、降雪地帯におきましては、自動車業者が道路管理者に協力しまして除雪はやつております。今回の場合は、降雪が非常にはだしめたために相当の負担をかけておりますが、平常の協力程度のものがどの程度あつて、特に程度の関係にあるかというと、現在詳しく調べております。その結果がわかりましたら、特に今回除雪のための出費が非常に多い、これを何とかしてやらなければならぬという数字が大体はつきりしてくると思いますが、その場合にいろいろ問題になりますのは、事業者が積極的にみずからやつたのか、あるいは道路管理者からやつたのか、そういう点が出て、理事が一名欠員となりましたので、これよりその補欠選任を行ないたいと存じますが、これは先例よりも委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村(陸)政府委員 この際お諮りいたしましたが、この面についても、自動車局の方におかれましても、ぜひ一つ長期間低利の融資という点について十分御勘案をいただきたい、かように考えておられるのでございまして、これらの点につきまして、何か御發言があれば簡単に聞いていただきたいと思います。なければけつこうです。やつていただきたいと、いうことを要望するにとどめであります。

○木村(陸)政府委員 ただいまの融資の点につきましては、地方の陸運局長が申し上げましたことと同様なことが自動車関係についてもございまして、この問題は今後とも起きて得る問題なり現状でもその方法がどれなのでございますが、一般の融資につきましての実現できてるところもございますが、中小企業その他につきましては確かに現状でもその方法がどれなのでござりますが、先刻申し上げましたように今のところ何ら方法がない、この問題につき

うな点を伺ひたいでございます。そこで、今お話しの道路の除雪の問題でございますが、約三億くらいの出費になつております。従来とも、普通な場合でも、降雪地帯におきましては、自動車業者が道路管理者に協力しまして除雪はやつております。今回の場合は、降雪が非常にはだしめたために相当の負担をかけておりますが、平常の協力程度のものがどの程度あつて、特に程度の関係にあるかというと、現在詳しく調べております。その結果がわかりましたら、特に今回除雪のための出費が非常に多い、これを何とかしてやらなければならぬという数字が大体はつきりしてくると思いますが、その場合にいろいろ問題になりますのは、事業者が積極的にみずからやつたのか、あるいは道路管理者からやつたのか、そういう点が出て、理事が一名欠員となりましたので、これよりその補欠選任を行ないたいと存じますが、これは先例よりも委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木村(陸)政府委員 ただいまの融資の点につきましては、先ほど鉄道監督局長が申し上げましたことと同様なことが自動車関係についてもございまして、この問題は今後とも起きて得る問題なり現状でもその方法がどれなのでござりますが、先刻申し上げましたように今のところ何ら方法がない、この問題につき

前回も申し上げました通りでございました。また政務次官は現地にもいらっしゃつて、道路交通の状況もごらんになりましたが、この問題は今後とも起きて得る問題なり現状でもその方法がどれなのでござりますが、一般の融資につきましての実現できてるところもございますが、中小企業その他につきましては確かに現状でもその方法がどれなのでござりますが、先刻申し上げましたように今のところ何ら方法がない、この問題につき

ような状況でございますので、省といつたましても、今後の問題として善処いたしたい、かように考えております。す。また政務次官は現地にもいらっしゃつて、道路交通の状況もごらんになりましたが、この問題は今後とも起きて得る問題なり現状でもその方法がどれなのでござりますが、先刻申し上げましたように今のところ何ら方法がない、この問題につき

昭和三十八年二月二十三日印刷

昭和三十八年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局